

岐阜県公報

号外 (13) 平成二十年四月一日

目次

- 岐阜県訓令甲
- 岐阜県教育委員会訓令甲
- 岐阜県警察訓令

岐阜県青少年対策本部設置規程の一部を改正する訓令

(男女参画青少年課)

ページ
一

- 岐阜県訓令甲
- 岐阜県教育委員会訓令甲
- 岐阜県警察訓令

岐阜県訓令甲
岐阜県教育委員会訓令甲第一号
岐阜県警察訓令

庁中一般
各現地機関
各教育機関

岐阜県青少年対策本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年四月一日

岐阜県知事 古田 肇
岐阜県教育委員会委員長 田 島 一 男
岐阜県警察本部長 井 口 齊

岐阜県青少年対策本部設置規程の一部を改正する訓令

岐阜県訓令甲

岐阜県青少年対策本部設置規程

昭和五十六年岐阜県教育委員会訓令甲第一号の

部を次のように改正する。

別表第一中「秘書広報統括監」を削り、「産業労働部長」を「産業労働観光部長」に、
「都市建築部長」を「都市建築部長」に、「代表監査委員」を「代表監査委員
監査委員事務
ぎふ清流国体推進局長」に、「代表監査委員」を

岐阜県公報 号外 毎週 (火曜日) 発行

(金曜日) (休日に当たる
ときは翌日)

平成二十年四月一日

局長」に改める。

別表第二中「総務部人事課長」を「総務部人事課長
総務部行政改革課長」に、「総合企画部市町村課

長」を「総合企画部市町村課長
総合企画部地域振興課長」に、「産業労働部産業政策課長」を「産業労働観光

部産業政策課長」に、「都市建築部都市政策課長」を「都市建築部都市政策課長
ぎふ清流国体推進局総務企画課

長」に改める。

附則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

平成二十年四月一日印刷
平成二十年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県岐阜市

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三一 飯尾文芸社
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三一
定価 一か年 四八、〇〇〇円(送料共)(消費税二、二八六円を含む)